

通学路アンケート（区役所編）

安佐南区役所 維持管理課（831-4957） 岩田さん、今田さん

小瀬

<危険箇所①>

安川土手沿い

<要望>

- ・児童が安全に通行できるよう 白線（外側線）等をひいてもらいたい

<返答>

- ・幅員（道路幅）が2.7mしかなく、外側線（白線）を引いてしまうと車が安全に走行出来ない。
- ・183号線から入ってくる道路上に「学童注意」の文字を入れる。
（期限は未定、来年度予算はついて出来ると思う。出来れば今年度中にする）



中須

<危険箇所②>

中須1丁目、公文前の横断歩道（市営近くの横断歩道）

<要望>

- ・「この先通学用横断歩道有り」等の看板で注意喚起する。
- ・子供達が一時停止するよう道路にストップ！等の絵を描く。
- ・横断歩道前にストップマーク



<危険箇所③>

「ナカタ自動車」前の横断歩道

<要望>

- ・子供達が一時停止するよう道路にストップ！等の絵を描く。
- ・横断歩道前にストップマーク



②③共通<返答>

- ・教育委員会がしている「ストップマーク」がある。
小学校と地域が協議し、要望を取りまとめ小学校から警察、役所に事前協議をし、教育委員会へ資料を提出する。教育委員会からストップマークが送られてくる。設置する。維持管理、撤去は小学校が行う。
- ・横断歩道手前の停止線に強調マークを書く。
- ・道路上に横断歩道ありのダイヤモンドマークや横断歩道の道路標識もありこれ以上の看板等の設置は出来ない。

中古市・ファミリー

<危険箇所④>

餃子家龍からイーゼルまでの道路、イーゼル前交差点、古市保育園付近

<要望>

- ・道路の入り口にカラー舗装など出来ないか



<返答>

- ・カラー舗装は滑りやすくなってかえって危険。滑りにくいカラー塗装もあるがザラザラがきつく逆に児童が転倒した時に酷い擦り傷になる。
- ・停止線のないイーゼル前の道路上に、法定外表示（白線やドットなど）を書いて、車の停止をアピールする（新しい法令ではここに停止線は出来ない（警察より））

<危険箇所⑤>

県道 459 号

<要望>

- ・歩道にガードレールはつけないか



<返答>

- ・幅員が狭くて構造上手だてがない。

古市橋

<危険箇所⑥>

古市橋駅前の交差点の横断歩道

<要望>

- ・下校時、川添齒科横からノブタクリーニングへ向かう横断歩道上で、踏切方向から来て左折する車から子供が見えにくく大変危険。
(児童の姿を見て急ブレーキをかけたり、すれすれを通ったりしているところを何度も見る)
- ・左折してくる車からよく見える位置に看板か旗などを付けてもらう。
- ・注意喚起のため道路(路面)をカラー塗装してもらう。
- ・ミラーをつけてもらうよう依頼する。



<返答>

- ・カラー舗装については前述
- ・歩行者が安全に信号待ち出来るように、道路上に線を引くこと(車が走行しないように)を今後警察を協議に入る。

<危険箇所⑦>

古市橋の駐輪場

<要望>

- ・古市橋の駐輪場を祇園方向から来たバイクが抜け道として使っていて、スピードを出して古市橋駅前に通りぬけることがあるので、入口・出口に乗ったままの通り抜け禁止などバイク走行者にも気が付くように明示する。



<返答>

- ・「駐輪場内は降りて押してください」などの掲示物等で注意を呼び掛ける。

とまれ



ひだりをみて

みぎをみて



通学路におけるストップマークの設置に関する事務手順

1 目的

通学路の一層の安全推進を図るため、通学路におけるストップマークについて、教育委員会が設置、維持管理及び物品調達を一元的に行う、全区統一の事務処理手順を定める。

2 定義

(1) 通学路

通学路に指定されている本市が管理する道路

(2) ストップマーク

法定外表示に類似するものとして、道路上に直接貼り付けることにより、歩行者の飛び出し等の行為を抑制するため設置するもので、その標準様式は教育委員会健康教育課が定める別記のとおり。

3 手続

(1) 設置届出（警察署との事前相談）

- ① 小学校から要望する場合は、地域の方々から同意を得た上で、小学校から各区維持管理課へ届け出る。
- ② 地域から要望する場合は、その場所への設置について小学校と地域で検討を行い、両者の同意のもと、小学校から各区維持管理課へ届け出る。
- ③ ①及び②の各区維持管理課への届出は、小学校が所轄警察署と事前相談を行った後に行う。警察署との事前相談の際、小学校は所定の連絡書（様式①）を2部提出し、受付印の押された連絡書（様式①）1部を受領する。

(2) 届出書の受理・設置可否判断

維持管理課は、小学校から警察署の受付印のある連絡書が添付された届出書（様式②）を受理し、道路管理者として設置の可否の判断を行い、承認書（様式③）を発行する。

(3) 配付・設置

- ① 小学校は、維持管理課から設置承認を得た段階で、その旨を健康教育課へ伝える。合わせて、健康教育課へ送付依頼（様式④）に承認書（様式③）（写し）、設置予定場所の位置図（写し）通学路の詳細図（写し）、設置予定場所及び設置物の写真（写し）を添付して提出する。
- ② 健康教育課は送付依頼（様式④）及び添付書類を確認し、小学校へストップマークを必要枚数送付する。
- ③ 小学校は、届出した場所にストップマークを設置する。
- ④ 小学校は、ストップマーク設置後、様式⑤により健康教育課に報告を行う。

(4) 維持管理・撤去等 / 学校（教育委員会）

- ① ストップマークの維持管理及び撤去については、設置した小学校が行う。
- ② ストップマークの更新・撤去が必要な場合は、小学校から各区維持管理課（様式②）にその旨を届け出る。維持管理課は、届出書（様式②）を受理し、承認書（様式③）を発行する。
また、小学校は健康教育課へ報告（様式⑤）を行う。小学校は、維持管理課から設置承認を得た段階で、その旨を健康教育課へ伝える。合わせて、健康教育課へ送付依頼（様式④）に承認書（様式③）（写し）、設置予定場所の位置図（写し）通学路の詳細図（写し）、設置予定場所及び設置物の写真（写し）を添付して提出する。
- ③ 健康教育課は送付依頼（様式④）及び添付書類を確認し、小学校へストップマークを必要枚数送付する。
- ④ 小学校は、ストップマーク更新及び撤去後、様式⑤により健康教育課に報告を行う。

4 ストップマークの設置

101

- (1) ストップマークは交通事故の防止を図り、児童の安全を守るための交通安全活動の一環として通学路に設置するものであり、交通安全活動上、真に必要と認められる箇所に設置する。
- (2) 設置個所は、車道の右寄りの端など安全な位置を選定し、車やバイクの軌道上となる恐れがあるところは避ける。また、既存の道路標示の効力を妨げることはないよう、十分に留意する。

【参考：別紙 3】

ストップマーク設置例（その1）～（その3）

データが
ありませんでした。

通学路におけるストップマーク設置に係る事務フロー

